

第2節 専門家派遣事業

1. 専門家派遣事業の制度

派遣専門家は、低開発国の開発の各分野に多大の貢献をもたらすと共に、それ等の諸国も、ますますわが国に依存する傾向が見受けられる。

わが国としては、これ等の要請に応えるため努力を払うと共に、昭和38年度においては、従来の派遣専門家に加え、青年技術者計画に依り、青年技術者を派遣し、また国連事業に協力するため国連機関(E C A F E) 専門家(日本側給与負担)として、派遣を行なっている。

今後、専門家の派遣は、研修員の受入れとあわせ、わが国の技術協力事業の一つとして、低開発国の開発のために重要な役割りを果す事業として、輝かしい花を咲かすよう努力を払うべきである。

専門家の派遣業務は、コロンボ計画、中近東・アフリカ技術協力計画、中南米技術協力計画、およびその他アジア地域等技術協力計画に基づいて実施しているが、これらの計画に基づいて派遣されている専門家は受入れ国より要請があった場合は、関係省庁等に適格者の推せんを依頼する外、事業団自体においても広く人材を求め、派遣専門家としての適格者が決定の上は、受入れ国政府の確認を取付けて派遣することになっている。

これら専門家に対する給与は、事業団が定める「技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準」により支給する。

従来、専門家の給与は、国家公務員の海外出張旅費規程を準用しており、従って2カ月目からは支給額の80%を支給する逡減法がとられていた。しかしながら低開発諸国のわが国に対する要請が増加すると共に、派遣期間も長期にわたるものが多くなってきたために、前記のごとき給与体系では、各受入れ国の経済事情とも相まって、専門家の活動におよぼす影響にもかんがみ、昭和38年度においては次のごとき改善をみた。

わが国が戦後技術協力を実施して以来今日まで、専門家の給与については関係各位が努力を払ってきたにもかかわらず、諸種の国内事情により改善を見るに至らなかったが、最近におけるわが国関係当局の技術協力に対する認識も深まり、本会計年度に大幅に改善を見るに至ったことは、誠に喜ばしい限りであり、引いては専門家の精神面におよび活動上におよぼす影響にも大なるものがあると考えられる。

従前の専門家の改善された主な点は、

- ① 専門家を短期派遣と長期派遣とに区分し、前者は派遣期間から1年6カ月以内のものを以って、海外出張とし、(国家公務員の海外出張旅費に準じ支給) 後者は期間1年6カ月を越えるものを以って海外に赴任(在勤俸支給—地域区分および専門家の等級により、最高700ドルより最低307ドルまでを支給)とする。
71.1.15
- ② 長期派遣の場合は、専門家の赴任と同時に家族の同伴を認める。
- ③ 長期派遣者には従前の給与の外に、旅費に替え在勤俸を支給することとする外、移転料、着後手当、扶養親族移転料を支給する。短期派遣者については従前通り。
- ④ 専門家の格付けは、一級、二級、三級、四級、五級および六級とする。ただし格付けは「一般職員の給与に関する法律」の行政職俸給表の適用を受けるものとの均衡、学歴・経験年数・社会的地位等を考慮して行なう。
- ⑤ 長期派遣者の在勤加俸の額は、
 - (イ) 配偶者については在勤者の額の $25/100$ に相当する額。
 - (ロ) 子については、一人ごとに在勤俸の額の $10/100$ に相当する額を支給する。ただしその合計額が在勤俸の $40/100$ に相当する額を越える場合には、在勤俸の $40/100$ に相当する額を限度とする。
- ⑥ 受入れ国の承認を得た休暇については有給休暇とし、期間3年以上の任期をもって派遣されている長期派遣者が、1年6カ月を経過した後帰国する場合は、本邦滞在期間の範囲内で、30日を限度として在勤俸を支給する。また短期派遣者に対して、不健康地に1年以上滞在した後帰国する

場合は、本邦滞在期間の範囲内で30日を限度として、日当・宿泊料を支給する。

- ⑦ 短期派遣者として派遣後、その派遣期間が延長され、当初期間と延長された期間が1年6カ月を超え、かつ延長が決定した日から引続き1年以上勤務する場合、延長が決定した属する月の翌月から長期派遣者としてとり扱うことができる。

なお、派遣専門家で受入れ国より住居の提供の有無により、加算および控除規準を設けることにした。

2. 専門家派遣業務の実績

昭和38年度における派遣費の予算額は、272,150千円であり、専門家が現地において技術指導上必要とする携行機材費の予算額としては、47,300千円である。

派遣専門家の派遣実績は第1表(76頁)に示す通り合計207名を派遣した。この内訳としては、昭和38年度に111名(青年技術者9名を含む)が新規分として派遣された。前年度に派遣され、引続き38年度に継続された専門家は96名であった。

これを計画別に見ると、コロボ計画148名(新規分74名、継続分77名)、中近東・アフリカ技術協力計画23名(新規分13名、継続分10名)、中南米技術協力計画12名(新規分8名、継続分4名)、その他アジア地域等技術協力計画15名(新規分10名、継続分5名)、および、青年技術者派遣計画9名となっており、いぜんとして、前年度に引続きコロボ地域へ派遣された専門家の派遣数が絶対優位を占めている。

またこれを業種別に見ると、農水産分野が第1位で、新規および継続をあわせ55名で、ついで鉱業27名、郵政26名、厚生25名、教育・軽工業の22名、建設15名、運輸9名、公益事業3名、重工業2名の順になっている。

なお、38年度においては、ユーゴスラヴィア国の地震災害に対する復旧対策に協力するために、同国へ3名の耐震建造物権威者を派遣したほか、国連エ

カフエ機関への協力として、エイション・ハイウェイ計画に1名派遣した。

この国連機関への協力は、わが国においては初めてのケースであり、わが国の技術協力を通じて国連事業に協力することは誠に好ましいことであって、今後この種事業に国連機関より要請があれば、前向きな姿勢で大いに協力していく方針である。

昭和38年度の派遣実績を前年度に比較すると、前年度の96名に対し、111名となっており、15名の増加となっている。業種別にみると、低開発諸国の産業構造は農業を基盤としている国が多いので、依然として農業分野の要請が多いが、昭和38年度において注目せられることは、鉱業・郵政および厚生関係の分野が前年度に比較して増加してきている。

こういった関係は、これまでの農業関係以外の技術が高く評価されるに至ったもので、医療関係についても、わが国の医療技術の水準を高く評価し、この分野からもわが国に協力を仰ごうとする意欲が芽ばえつつある。

従って、最近の傾向としては、要請内容からみて派遣期間が長期にわたるものが多くなってきている。

なお、昭和38年度における各分野に対する技術協力の実績については、別節に譲ることとし、昭和30年以降の専門家派遣実績（年度別・計画別）は、第2表(78頁)の通りである。

派遣専門家が現地における技術上必要とする携行機材費は、予算単価一人当たり26万円となっているが、必要に応じ増減し、携行させることにしている。この携行機材は、原則として消耗品的なものは除外することになっているが、現地事情に即応して携行させる場合もある。これ等の機材は、いずれもその派遣した専門家が機材を使用して指導を行なうものであって、これによってより一層の成果を挙げんとすることを主眼としている。専門家のために調達した携行機材の総額は、40,574千円であって、技術指導上それぞれに効果をあげている。

第1表 昭和38年度専門家

計画別	業種別	農水産				建設			重工業		軽工業	化学工業	公益事業		
		農	林	畜	水	土	建	地	鉄	機			電	ガス・水道	
		業	業	産	産	木	築	震	鋼	械			業	業	力
継続分	コロンボ計画	13		4	2	5	1		2		6	12		1	
	中近東・アフリカ	1				1									1
	中南米	1			1						3				
	その他アジア地域等	2													
	青年技術者派遣計	17		4	3	6	1		2		9	12		1	1
新規分	コロンボ計画	14		2	1	1	1				16	8			
	中近東・アフリカ	2		4	1	1						2			1
	中南米	2						1							
	その他アジア地域等	3		1		1		3			2				
	青年技術者派遣計	21		8	2	3	1	4			18	10			1
計	コロンボ計画	27		6	3	6	2		2		22	20		1	
	中近東・アフリカ	3		4	1	2						2			2
	中南米	3			1			1							
	その他アジア地域等	5		1		1		3			5				
	青年技術者派遣計	38		12	5	9	2	4	2		27	22		1	2
				55		15		2		27	22			3	

派遣実績 (計画別, 業種別)

(単位 人)

運輸				郵政			厚生			原 子 力	經 營 技 術	教 育	行政		銀 行 業 務	統 計 業 務	広 報 業 務	そ の 他	計	
陸 運	港 湾	海 運	観 光	郵 便 業 務	電 氣 ・ 通 信	放 送 ・ テ レ ビ	医 療	保 健 衛 生	福 祉 事 業				經 濟 計 画	勞 働 監 督 者 訓 練						行 政 一 般
1					6	4	4		6			10						77		
2	3				1			1				1						10		
					1													4		
																		5		
3	3				8	4	4	1	6			11						96		
1				1	4	6	9	2				5						71		
	1						1											13		
	1				2	1						1						8		
								2				6						10		
									2									9		
1	2			1	6	7	10	4				11	1					111		
2				1	10	10	13	2	6			15						148		
2	4				1		1	1										23		
	1				3	1						1	1					12		
								2				6						15		
4	5			1	14	11	14	5	6			22	1					207		
9					26			25				22	1					207		

第2表 専門家派遣実績(年度別・計画別)

計 画 年 度	コロンボ計画	中近東・ アフリカ 計画	中南米計画	そ の 他 ア ジ ア 地域等計画	計
1955	28	—	—	—	28
1956	32	—	—	—	32
1957	50	—	—	—	50
1958	40	4	1	—	45
1959	60	17	1	—	78
1960	92	26	9	4	131
1961	85	14	8	2	109
1962	67	20	4	5	96
1963	71	13	8	10	102
計	525	94	31	21	671

(注) 前記 102 名の外、青年技術者として9名派遣している。

なお、昭和38年度においては、要請プロジェクトに対し、受入れ国側の事情と専門家の活動ぶり、効果等を勘案して、機材供与を行なった。

記

インドネシア	診療器具類	7,504 千円
マレーシア (マラヤ)	ラジオ・テレビ機器類	3,888 "
タ イ	結核細菌学用機材	2,692 "
カンボディア	電気通信関係機材	8,978 "
計		23,062 千円

3. 協力内容と効果についての考察

ここ数年来、低開発諸国からの要請は漸増してきているが、これらの要請を全面的に満たすことは、予算上の制約、技術者の不足よりくる適格な専門家の選考難等の問題があって、果し得ない現状である。

しかし、要請内容を検討するに、要請国の開発に真に必要とするものの外、単に技術者がいないので、その技術者の補充または労務の提供にすぎない要請もあるので、効果の点からみる場合、検討を要する要請もあることは見逃し得ない。

従って、現行のわが国の技術協力の制度よりみた場合、要請に対する協力のやり方および効果の見地より、重点的にかつ重要度の高い要請より専門家を派遣してゆくことがより好ましい。

昭和38年度においては、とくにかかる観点より要請国の事情等を勘察し、優先順位をつけるとともに、これに対応し得るわが国の事情をも考慮しつつ、専門家を派遣することに努めた。

昭和38年度における主なものをあげると、マレーシア（マラヤ）およびパキスタンに対する農業、インドネシア、シンガポールおよびカンボディアに対するテレビ、タイに対する結核細菌学、カンボディアに対する電気通信等に重点をおき、技術協力をすすめてきた。

一般的に言って技術協力をもたらす効果は、直ちに効果があるものでなく、技術協力によって培われた芽が、徐々に大きくなっていくものであって、相互の理解と協力があいまって、始めて技術協力の効果があがるものである。

しかし、低開発国のいずれの国においても、諸種の問題が横たわっており、受入れ国側における協力は必ずしも十分とは言いがたいが、前記に述べた各種分野においては、すなわち、マレーシア（マラヤ）における農業では、新種の改良に成功し、この品種が「MALINJA」と名付けられ、同国の米の増産に大いに寄与することとなり、東パキスタンでは日本の稲作技術指導がみのり、増産に一役かうと共に、日本式稲作方法が漸次広まりつつあり、これがため、さらに同国は数名の専門家の派遣要請を行なっている。

またシンガポール、インドネシアおよびカンボディアでは、テレビ技術の指導・プログラムの作成等に協力し、それらの国自体でテレビの運営が行ない得るように技術者の養成を行ない、わが国テレビ技術の優秀さが高く評価されるに至り、この種企業の進出にも大いに貢献している。

タイでは、結核細菌学の体系を確立することに多大の貢献をもたらしており、カンボディアにおける電気通信に対しては、国際間の電話路線に貢献する等、わが国としては今後5年計画の下に、同国のこの種分野に活動する技術者の訓練を今後行なうことにしている。

以上のごとく、技術協力の効果はその国の開発に極めて重要な役割を果たすことになるので、派遣専門家よりは、毎月定期的に業務報告の形で報告書を提出せしめることにより、協力のやり方および効果等を常に把握することに努めると共に、せっかくの専門家の活動が実るようにつとめている。

また、受入れ国においても、専門家の勧告等を有益に活用する態勢を整えることが重要であって、わが国としても、専門家の任務終了をもって事足りりとせず、将来共にわが国の技術協力がその国の開発に大いに貢献するように考えてゆくべきである。

4. 専門家派遣の問題点と将来への展望

専門家の派遣業務は、受入れ国の要請に対してその職種の専門家を派遣すれば事足りるとするものでなく、技術協力の性格からみて、専門家自身の能力・人格に左右されるものであり、このためにその適格者の選考は極めて慎重であらねばならない。

しかしながら、現況は必ずしも満足すべきものではなく、専門家派遣の幾多の隘路は逐年改善されてはいるものの、まだ多くの問題点がある。

また、他面受入れ国側においても、受入れ態勢の不備を考える場合、受入れ国側自体における諸問題が、専門家に悪影響をおよぼしていることは見逃し得ない。

次に専門家選考の隘路と今後の問題点につき考察すると、次の諸点があげられる。

ここ数年は毎年100名前後の専門家を派遣し、派遣期間についても従来までは平均6カ月であったが、最近派遣期間の長期化する傾向が多く、既に長きにわたるものは、派遣後5カ年に達しているものもある。

また、要請業種も農業分野が圧倒的に多くを占めていたが、最近では建築、電気、通信、鉱業、医療等の分野も急激な増加を示している。

このような状況の下で、派遣専門家事業の発展のために、若干の問題点を検討することとする。

(1) 専門家の業種について

一般的にみて、わが国は熱帯作物の栽培等の特殊な業種を除いては、要請される殆どすべての業種について適当な専門家が存在するが、実際の派遣となると、現状では種々の障害と困難がある。工業技術の分野に限らず、技術者・専門家に対する国内需要が高いため、優秀なる多数の技術者を技術協力のために相当長期間にわたって海外に派遣することは困難である。また、季節的な点から、派遣困難と考えられる問題は通常ないが、大学教授や試験研究者を専門家として派遣する場合は、研究時期、学期の都合等から派遣時期が自ずと限定される場合もある。

(2) 専門家の待遇、身分保証等について

わが国においては現在のところ、法律的な制度は設けられていない。従って公務員を現職で出張させるとか、民間会社から派遣期間だけ一時的に出向してもらう形をとっている。専門家の再雇用・年金・昇進等、できるだけ不利にならないような人を選んで派遣することにしているので、人選の対象が自ずと制約され困難になる。公務員の場合は例外的に休職扱いをうける場合もあるが、通常の形としては多数の専門家を長期間現職出張させるので、官庁においては定員等の関係上、積極的な推進を阻害している面もある。

また専門家自身も長期間海外で勤務することは、昇進等への影響もあることから敬遠される場合も多い。

他方民間人を派遣する場合は、定年退職者は別として、中堅クラスの技術者を派遣することは会社の直接の利益になる場合をのぞき、現職出張は種々の点より見て非常にむずかしい問題がある。

(3) 給与等について

従来専門家に対する給与は、派遣期間の長短にかかわらず、一律に国家公務員の海外出張旅費規程が準用されていた。従って専門家に与えられていた給与

の支給額はとかくの批判があり、これまで数度にわたり暫定的に改善されていたが、特に昭和38年度よりの改正は画期的なものであった。即ち専門家を短期派遣者、長期派遣者に分け、前者は期間1年6カ月までで前記の出張形式をとっているに反し、後者は期間1年半を越える場合であって、妻子を任地へ同伴させ、扶養親族移転料、妻子のための在勤加俸等が支給されることになっている。

しかし、給与額から国連専門家の待遇と比較するといまだ遠しの感がある。なお所得税法(単期派遣者)上の特典は認められていないが、これは今後の検討課題として制度化する必要があると考えられる。

(4) 語学について

一般的に言って、技術的には優秀な専門家であっても、言語の点において難点が多く、特に読み書きの出来る専門家でも会話ということになると不得手な人が多い。

語学は間接的な技術指導の媒介として、重要視すべき問題である。

せっかく優秀な技術を持ちながら、語学が出来ないためにとんだ誤解を招き、あるいは技術を十二分に伝えることもできず、技術協力の成果におよぼす影響は極めて大である。

専門家選考の一つの条件として、語学の隘路はみのがし得ない重要な問題がある。

この問題はわが国の事情等からして、早急に解決することは至難な問題である。従って、少しでもこれを解決するため、昭和38年度より当事業団に語学研修室を設置し、外人教師等を雇い、派遣前の事前教育として英語をはじめとし、フランス語、スペイン語、その他必要に応じ現地語の教育を施している。

しかしながら派遣される専門家が現職との関係から、また地方在住者については派遣前に上京することが困難な関係もあって、十二分に利用し得ない現状にある。

従って今後は各関係機関等の協力を得て、これらの隘路を打開すると共に、

派遣前に少なくとも数カ月、または将来派遣専門家として海外に赴くことを希望する者についても、語学研修をつとめて行ない、少しでも専門家派遣の難点となっている語学障害を取り除いていきたいと考える。

(5) そ の 他

- ① 従来から考えられていた点であるが、派遣期間が最近長期化するにつれ、専門家の子供等の教育、扶養上の障害が考えられる。

前述したごとく、長期派遣者は妻子を伴い、任地に赴任することになっているが、一般的に国内で教育したいという考えであるために、長期にわたる外地勤務が拒まれる要因となっている。

- ② 勤務地が社会的・文化的環境に恵まれないということが、専門家選考に困難な要因となる場合もあるが、このような点は、選考の段階で配慮することにつとめている。

- ③ 技術協力事業の歴史が比較的新しいために、一般に認識されていない傾向がある。従って専門家を広く募集するに困難な場合があり、今後国内的に活動して、わが国の技術協力を理解してもらうことにつとめ、広く人材を求める必要があると考えられる。

その他前述のごとく優秀なる専門家を選考するにいたるまで、種々の問題があるが、他方派遣後においても検討すべき問題が残されている。

即ち、その専門家の派遣後のとり扱いをどのように行なうかということに、一つのむずかしさがある。

また専門家がいずれも熱帯の生活環境の悪い低開発諸国に赴任するため、活動上多大の支障がある。

なお要請諸国においても、専門家に住宅供与等の協力はしているものの、要請国自体の国内事情に依って、十二分の協力を得られない場合が多々ある。

5. 青年技術者派遣計画

わが国は戦後コロポ計画を中核とし、中南米技術協力計画、中近東・アフ

リカ技術協力計画等により、低開発国に対し、技術協力を推進してきたが、低開発諸国においては、わが国の特異的技術協力の効果を高く評価するに至り、さらにわが国の技術に依存する度合いも逐年増加してきた。

他方、わが国としては、これらの要請に応えるため、コロンボ計画等のわくを拡大する一方、別途若手の技術要員を低開発諸国に派遣して、この分野からも開発に寄与せんがため、青年技術者計画を推進することになった。

この計画は数年来検討が進められてきたものであるが、昭和38年度より業務を実施する運びとなった。

ちなみに、コロンボ計画等の派遣専門家は、相手国の政府機関ないしは政府の経営にかかる企業等で、主として比較的高度の技術と知識をもって、指導・研究および調査に従事しておるに対し、本計画による青年技術者は、実際的な技能と経験とを生かし、活動にたずさわることになっている。

本会計年度においては、次の諸国へ9名の青年技術者を派遣した。

インドネシア	日本語教師	2名
マレーシア（マラヤ）	“	“
インド（ボンベイ）	“	“
タイ	衛生検査技師	“
カンボディア	ワクチネーター	1名

これらの青年技術者の派遣目的は、高等学校卒業程度または大学卒業直後の者で、低開発国の開発のための熱意を有する有為なる青年を、コロンボ計画等のわが国の技術計画による通常派遣専門家の補助要員、または、公共事業、農業、水産業、医療、社会福祉事業、教育等の各分野の技術要員として、受入れ国政府の要請に基づき派遣するものであり、青年は、自己の知識・技術等をもって、受入れ国政府の開発、教育、社会福祉等の事業に直接参加し、技術の提供を、または指導を通じ協力しようとするものである。

本計画の目的を達成するため青年技術者を派遣するに先だち、事前教育としては受入れ国の地理、経済、歴史、宗教、伝統および習慣、現地語ないし英語、アジアを中心とした国際状況、日本の文化、歴史、健康管理および体育、

専門技術等について数カ月にわたり行なうことになっている。

派遣期間は、原則として2～3年となっているが、受入れ国政府の事情により短縮することもある。

青年技術者の資格条件は、

- ① 年齢はおおむね30歳以下の独身者たること
- ② 思想堅固にして身体強健なる者
- ③ 語学能力を有する者
- ④ 特定の技術を有する者
- ⑤ 低開発国の開発のため、献身的奉仕をしようという精神を有する者

となっている。

さらに待遇としては、滞在費は原則として月200ドルを支給し、本俸は月額1万5千円で国内で積立てることになっている。その他支度料・移転料を支給することになっている。

第3節 技術協力センター事業

1. 概 況

海外技術協力センターの構想は、昭和32年5月に当時の岸首相が、インド、パキスタン等、東南アジア6カ国を訪問した際に、わが国の経済・技術協力強化の一方策として、これら諸国に、技術訓練センターを設置することに協力する用意があるむねを述べたことに端を発し、翌昭和33年度に通商産業省の所管として、インドの西ベンガル中小工業技術訓練センター設置予算が計上されて、はじめて、海外技術協力センターの構想が具現し、その第一歩をふみ出した。

翌34年以後の海外技術協力センターは、外務省を主務官庁として実施することになり、タイ電気通信、パキスタン農業等、現在までに設置、または設置の決定したセンターの数は、西ベンガル中小工業技術訓練センターを含めて15

の多きにのぼっている。

海外技術協力センターは、主として開発途上の諸国にもっとも不足している技術者、とくに中級以下の技術者を、これら諸国の国内で訓練養成することを目的とし、日本政府と相手国政府との間の双務協定により、わが国よりは、センターの設定に必要な教材、機械、設備、工具および予備部品等を無償供与するとともに、わが国の経費負担により、技術指導要員を派遣し、また相手国側補助指導員がわが国への呼寄せ研修を行ない、一方相手国は、土地・建物その他の付帯施設を提供せしめるほか、相手国側の職員の人件費、その他センターの維持・運営に必要な経費を負担せしめて、相手国内に技術訓練施設を設置し、運営しようとするものである。

この技術協力センターに対するわが国の協力は、原則として3カ年とし、協力期間経過後は相手国に引継がしめ、相手国が自ら運営していくことになっている。

これら諸国においては、たとえ外国の援助による場合でも、中級・下級の技術者については、そのものが下級であるほど、海外に渡航して技術を修得する機会を得ることは困難であり、国内に技術協力センターのごとき技術訓練施設を設け、これらのものに広く技術習得の機会を与え、一般の技術水準の向上をはかることは、開発途上にある諸国の産業開発にとってきわめて重要なことである。

他面、開発途上にある諸国の技術者の養成は、その国の社会・経済・教育・文化水準その他条件に十分適合されることが望ましい。とくにその国の自然条件に左右される度合いの強い産業にとっては、その自然条件と切り離して技術指導を行なうことは困難であり、その点技術協力センターは現地において、現地の実情に適合した技術訓練を行なうことができる利点がある。

従って、技術協力センター設置による技術協力方式は、相手国の事情を十分把握し、業種・方法等の選択を誤らねば、大きな効果が期待され、技術研修員の受入れおよび技術専門家の派遣による技術協力方式と並んで、かつこれらの方式の有機的関連において実施してゆけばきわめて適切有効なものということ

ができる。

これらの海外技術協力センターの設置に当たっては、まず相手国の要請を検討し、この検討に基づいて予備調査団を派遣し、調査結果によって、センター設置の可否、業種・規模等についての基本方針をきめ、センター設置に必要な予算を計上することとなっている。

こうしてセンター設置の予算がきまると、具体的な設置業務にはいるが、まずセンター設置のための実施調査団を派遣して、センターの具体的設置に必要な技術的事項等の調査および相手国との交渉を行ない、その調査結果に基づき設置計画を作成し、センターの設置に関する協定について相手国政府と交渉し、協定を締結するとともに、この計画に基づき機材の品目の選定・購送、要員派遣、相手国側補助指導員の呼寄せ研修および運営に必要な業務等を行なうこととなっている。これら予算決定以降の一環の業務は、政府間で交渉、締結される協定を除いては、当事業団が国の委託をうけ、関係省庁等と協議して実施している。

2. 昭和38年度の主要業務

昭和38年度に実施した主要業務は下記のとおりである。

(1) 実施調査に関する業務

本年度において、ケニア小規模工業技術訓練センターおよびインド農業技術訓練センター設置のため、次のとおり実施調査団を派遣した。

a. ケニア小規模工業技術訓練センター

わが国はケニア国との技術協力の一環として、小規模工業訓練センターを設置するため、昭和38年8月、労働省職業訓練局指導課長矢越幸穂氏を団長とする5名の実施調査団を派遣し、約1カ月間現地調査並びにケニア国政府とセンター設置のための打合わせをした。

b. インド農業技術訓練センター

本センターは、昭和37年3月31日に日本国政府並びにインド国政府との間に

- ・調印された協定に基づき、既に同年6月より4農場を設置し、運営中のところ、インド側の強い要請もあり、これを更に4農場増設することとなり、農林省、農事試験場環境部長の城下強氏を団長とする、5人の実施調査団を現地に派遣した。

(2) 海外技術訓練センター設置に関する業務

本年度において、パキスタン電気通信、ガーナ繊維訓練、セイロン漁業（拡充）、タイ電気通信（拡充）およびイラン小規模工業（拡充）の5センターの設置並びに拡充に伴う機材購送業務を下記により実施した。

a. パキスタン電気通信研究センター

昭和38年11月16日、本センター設置のための協定が締結されたのに伴ない、設置委員会の協議に基づき、指名競争入札により一括調達し、全機材を購送した。本設置費実施総額は5,800万円である。

b. ガーナ繊維訓練センター

昭和38年5月23日、本センター設置のための協定が締結されたのに伴ない、本センター用機材を指名競争入札により一括調達し、購送業務を完了した。本設置費・実施額は5,100万円である。

c. タイ電気通信訓練センター

37年度より繰越された測定器等の補充機材の購送業務を完了した。その機材購送費実施総額は780万円である。また本年度拡充機材費予算による機材購送業務の一部を実施した。年度内の機材購入実施額は779万円である。

d. セイロン漁業訓練センター

本センターの協定延長に伴う拡充強化計画およびその実行予算を決定し、この決定に基づいて本年度内に全機材の購送業務を完了した。

この機材購送費実施総額は240万円である。

e. イラン小規模工業技術訓練センター

本センターは当初基礎訓練を中心とした訓練計画を立て実施してきたが、その後イラン側より、訓練生の訓練終了後、直ちに各工場で役立つ応用実習につ

いても、訓練実施の強い要請があり、よってこの分野での必要機材として総額68万円の追加購送業務を実施した。

(3) 海外技術訓練センター要員派遣に関する業務

本年度において、既設センターについてはタイ電気通信センター等10カ所に対し、また新規設置をみるセンターについてはブラジル繊維センター他1カ所に対し、合わせて13カ所について要員派遣業務を実施した。

これが所要経費は総額17,800万円である。

なお、本年の要員等の実人員数は86人、59家族である。

3. 将来への展望

すでに述べたように、海外技術協力センターは、現地における技術者の訓練養成を目的としてたてられた方式であるが、一部にはタイヴィールス研究センター、パキスタン電気通信センターのごとき研究を主目的としたセンターもあり、またインド農業技術センターのごとく演示に中心をおいたセンターもある。

これらのセンターは、その他の技術訓練センターとは若干性格を異にしているが、相手国に対する技術協力という立場よりみれば、その国の希望する業種に対し、もっとも効果的な方法で協力することが基本条件であり、かつセンターに対するわが国の協力期間が原則として3年という短期であり、その期間が終了すれば以降のセンターの維持・運営はすべて相手国に引継がれるべきものであるという点などを考慮しても、これらすべてのセンターを同一の形式にあてはめていくことはきわめてむずかしいことである。

かかる観点よりみれば、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターで採用している訓練と生産を併行して行なう方法、或いはケニア小規模工業技術訓練センターのごとく、その国の重要政策と直結し、政府の融資を条件として、その国の中小企業経営者を育成する方式などは、とくに開発の遅れた諸国への協力の今後のあり方についての一つの方向を示すものといえよう。

他方技術協力センターの設置計画は、相手国との政治的・経済的問題に対す

る配慮からとりあげられる場合が少なくないが、かかる場合は、そのセンターが失敗すれば、当然ながら政治的・経済的問題に対する逆効果ともなるわけで、とりわけセンター設置のための基礎条件の検討に慎重を要しよう。

いずれにしても技術協力センターの設置に当っては、当然ながら相手国の政治的・経済的条件、とくにその希望業種の国内における位置、関連産業、経済基礎その他の立地条件および将来性等を含めて、十分な調査と検討を行なってとり進めていくべきものであり、このため、センターの設置に先立っては、それぞれの専門家を含めた予備調査団および実施調査団を派遣し、現地の調査を行なうとともに、相手国とも十分協議し、検討のうえ、これをきめることとなっている。

しかしながらこれら技術協力センターのなかには、かかる調査と検討の結果にもかかわらず、相手国のその後の状況の変化等により、建物の建築遅延や準備の不備、さらには相手側の負担する材料費・運営費の不足による訓練実施上の問題等、種々の障害を生ずることもなくはない。従ってこれら技術協力センターを効果的ならしめるためには、設置の際のみならず、運営についてのアフターケアも十分に行なう必要があり、その運営期間中はセンターとの連絡を密にし、つねにその報告をうけるほか、少なくとも年に一度位は現地の実態調査を行なうなど、十分にセンターの実情を把握しうるとき態勢を整えることが肝要である。問題が生じたときはつねに直ちに現地へ人を派遣して対処することを要しようし、また運営以降の経費は相手国負担が原則であるとはいえ、相手国の負担に困難が生じたときは、原則や協定にとらわれず、追加機械や材料等の協力援助をすることも十分考慮する必要がある。要するに技術協力センターは開発途上の諸国に対して、その開発促進に役立たしめることが目標である。これらの諸国にはわれわれの公式的な方式や常識的解釈では理解できない、また解決できないものが少なからずみうけられる。しかしかかる非常識的な非合理的なものが、これら諸国の近代化、従ってとりもなおさず開発促進を渋滞せしめているわけで、かかる実態を無視しては、真の技術協力はあり得ないと言っても過言ではない。従ってこれら相手国内に設置・運営される技術協

力センターについては、とくにわが国として今後一層即応的・機動的な態勢をとっていくことが要求されようし、かつコロポ計画等による研修員受入、個別専門家派遣等の方式を有機的に実施していけば、センターの将来には大きな成果が期待されよう。

海外技術センターの歴史は、その構想がスタートしてからすでに7年目を迎えたが、具体的には漸く2センターのみが開所後4年を経過したにすぎず、相手国側に引継がれたセンターは未だ皆無の状況である。これら既設センターは或いは拡充予算を計上し、或いは協力期間を延長するなど、その内容を整備しつつあり、かつ種々の困難と障害も日本人要員その他の関係者の努力によって克服し、各センター共それぞれ業績と効果をあげつつあることは、まことに心強く、喜ばしい次第である。

第4節 開発調査事業

1. 概 況

現在、海外技術協力事業団の行なっている開発調査事業は、開発途上にある国々の政府、またはそれに準ずる機関（国際機関を含む）からの要請に応じて、その国または国際機関が企画した公共的な開発計画に関し、基礎的な調査を行なうものに限られている。

従って、まずその調査は政府ベースによる公共的な調査であり、それらの国または機関からの要請があるものに限られている。これらは普通相手国政府からわが国の在外公館を通じてわが国政府に要請されてくるが、必ずしもすべてそのルートをとるとは限らない。

相手国首脳の日来、わが国の公的・私的使節団、民間機関等の諸相手国訪問等により、要請が表明されることもある。

つぎに、相手国の開発程度により企画された開発計画に精粗があり、極端な場合は、具体的な開発計画の立案を要請されることもありうる。故に調査の程

度にはかなりの幅があって、全く概括的な現状調査の上、計画の方向付けを行なうものから、概略、設計の段階のもの、さらに予備設計まで行なうものまであるが、基礎調査であるので実施計画まではやらない。

事業団は、政府の委託をうけて上述のような調査を行なうため、現地に専門家グループからなる調査団を派遣し、技術的・専門的な協力を行なうわけである。そして、政府ベースの技術協力であるところから、開発計画に必要な経費は全額政府が負担する建前で、外務省予算（投資前基礎調査委託費およびメコン河総合開発調査委託費）および通産省予算（海外開発計画調査委託費）として計上されている。昭和38年度は、投資前基礎調査委託費が約8,082万円、メコン河総合開発委託費が約6,414万円、また、海外開発計画調査委託費は6,500万円で、合計前年度より2,000万円増の約2億996万円の予算で21の調査団を派遣した。その内訳は次のとおりである。

（1） 東南アジア地域

① メコン河総合開発計画調査

本流サンボール地点（カンボディア）

② メコン河総合開発計画調査

支流スレポック上流地点（南ヴィエトナム）

③ パキスタン、タイ、木材利用工業開発計画調査

④ カンボディア、とうもろこし開発計画調査

⑤ フィリピン、工業立地計画調査

⑥ 東南アジア、ケーブル計画（フィリピン）調査

⑦ 東パキスタン、ブリガンガ河橋梁架設計画調査

⑧ セイロン、ゴール漁港および陸上施設開発計画調査

⑨ インドネシア、スラウェシ島ラロナ河電源開発計画予備調査

⑩ カンボディア、かんがいおよび森林開発計画調査

(2) 中南米地域

- ① ペルー，チリ，木材利用工業開発計画調査
- ② ボリヴィア，電源開発計画調査
- ③ ペルー，電気通信網開発計画調査
- ④ メキシコ，鉄鋼資源開発計画調査
- ⑤ パラグアイ，鉄道建設計画調査
- ⑥ パラグアイ，エンカルナシオン市水道建設計画調査

(3) 中近東・アフリカ地域

- ① アラブ連合，砂漠地域開発計画調査
- ② レバノン，（ベイルート～ダマスカス間）トンネル建設計画調査
- ③ ガーナ，中小工業計画調査
- ④ スーダン，タンガニーカ，中小工業開発計画調査
- ⑤ マダガスカル，鉱物資源開発計画調査

これらの調査の具体的な内容は国別に後述するが，調査の性格に従って分類すると次の通りである。

a. 昭和38年度開発調査団分類

(a) 予算別分類

外務省予算	12 (メコン調査を含む)
通産省予算	9
計	21

(b) 地域別分類

東南アジア	10
中近東・アフリカ	5
中南米	6
計	21

(c) 調査業種別分類

農業	3	電気通信	2
----	---	------	---

林業	3	水道	1
工業	3	港湾	1
電力	3	鉄道	1
道路・橋梁	2	舟航	1
鉱物資源	2	その他	1

(注) 1 調査団で目的が多岐にわたるものは、それぞれの業種に重複して計上してある。

また、調査に参加した団員は合計 155 名に上り、次のとおりその所属は官庁、コンサルタント会社、建設会社をはじめ多岐にわたっている。

b. 昭和38年度開発調査団団員所属別分類

官庁	37	鉱業会社	10
公社	9	その他の会社	22
事業団	10	その他の団体	9
教授	8		
コンサルタント	38	計	155
建設会社	12		

2. 開発調査の問題点

開発調査が、政府ベースによる技術協力の一つとして実施されるようになったのは昭和32年度からである。しかしこれが予算的に拡充され、また事業の推進主体も整備されて本格的に実施されるようになったのは、昭和37年度に海外技術協力事業団が設立されてからである。本年度はその第2年目として、調査の実績を重ねるに従い、事業団発足当初の過渡的な問題もようやく整理され、ここに開発調査事業にまつわる本質的な問題が浮かび上がってきた。これを大別すると、プロジェクトにまつわるもの、開発調査実施の態度に関するもの、および調査実施後のフォロー、すなわち調査後も引き続いてそのプロジェクトの実現に至るまで協力すべきか否かの問題、の三つに集約される。問題の多くは経済協力の基本政策につらなるもので、ここで直ちに氷解するものではない

が、事業の効果的な実施のために、関係者のすべてが絶えず検討すべきものである。

(1) プロジェクトの選定

開発調査を効果的に実施するためには、まず調査の対象となるプロジェクトが厳選されたものでなくてはならない。すなわち、そのプロジェクトの実施が相手国の経済開発に大きな役割を果たすとともに、わが国にとっても、経済外交その他何らかの面でプラスになるものであることが必要である。このためには、プロジェクトの選定に際し、一定の基準を設け、これに基づいて開発調査を行なうにふさわしい国々、有望なプロジェクトを選択することが望ましい。ただし、あまり形式的な基準にこだわると、かえって相手国の国情に沿わない結果となり、国際協力の目的を達しないばかりか、マイナスになる場合もありうることも注意を要する。たとえばプロジェクトの内容が具体的であればあるほど、その実現度は高いといえることができるが、さればとて具体性を欠くプロジェクトのすべてが、実現度のないものとしていちがいに捨て去ることは必ずしも適当ではない。建国後日の浅い国々では、開発の熱意に燃えていても、技術力の不足からその計画が単なるアイデアの域を脱しないため、実現度が危ぶまれる場合が少なくないが、これでも調査団のコンタクトにより計画が具体化して有望になることがままあるからである。真にこれらの国々の開発に力を貸そうとするなら、この辺の事情を十分に考慮にいれて、心から相手国の立場に立って相談相手になるという血の通った態度が必要であろう。そのようにしてこそ、真に有望なプロジェクトも選ばれるに違いない。

(2) 効率的な調査を保障する体制

選ばれたプロジェクトについては、調査がもっとも効率的に実施できるようにあらゆる体制が整えられなければならない。このためには、開発調査に直接間接に関係のある団体機関が密接に協力をすること、または調査団員が十分に事前準備ができるような期間を与えられること、などが必要であるが、それと

ともに調査団員が日本政府の代表として心おきなく活動できるような処遇も、欠くことのできないものである。調査の成果が団員の能力のいかんにかかわることは言うまでもないが、とくに団員個人に対する批評がそのまま、国の評価になる場合も少なくないことに鑑み、いかなる意味においても一流の技術者が団員に選ばれるよう処遇する必要がある。その上、調査のため故国から遠く離れた、危険性の多い僻地に数カ月の滞在を余儀なくされることは、団員自身に多くの苦痛と不便を伴うばかりでなく、団員の家族や勤務先にとっても不安と不便をもたらすものであるから、これらの悪条件にかかわらず、優秀な団員が進んで調査に参加して、日本の代表としての責任を十分に果せるよう、団員に対する十分な給与と傷病など不時の場合の備えはもちろん、その他調査に必要な経費が惜しまれてはならない。そしてこれとともに、これらの調査に必要な経費を現地の事情に即応して有効に使用できるよう、会計上の弾力性もほしいものである。

(3) フォロー・アップの問題

開発調査は、相手国側の要望に従って技術的な調査をすることが目的であって、調査の結果がどのようにフォローされるかは別の問題であるという考えがある。確かにこれも一理はあるが、相手国のほとんどが計画実施の段階においてもわが国から協力を望んでいることを考えると、フォローの問題は調査の段階においても考慮にいれておくべきであろう。資本のとぼしい後進国にとって最大の問題は、言うまでもなく開発計画実施のための資金をいかにして捻出するかということであるが、わが国の調査を要望する多くの国は、調査のみならず建設資金の調達をも要望するのが常だからである。そこで、プロジェクトの選定の段階から資金の調達（それは必ずしもわが国が資金を供与する場合のみに限らず、世銀の融資をあっせんすることも含まれる）をも含み、そのプロジェクトを結実させるに必要なフォローの方法を、長期点な観点に立って考えておく必要がある。

その方法はいろいろ考えられようが、そのいずれの方法を採用するにせよ、

相当の覚悟と準備をもって臨むべきで、まことに言うは易く、行なうに難い問題なのである。

3. 調査団の編成

(1) カンボディア とうもろこし開発計画調査

団長以下8名

- | | | |
|-----|---------|----------------------------------|
| 団 長 | 竹 内 二 郎 | (総括) 温床紙協議会理事長 |
| 団 員 | 中 野 正 雄 | (経営計画) 中国農業試験場農業経営部長 |
| ” | 岡 田 辰 雄 | (資金計画) (株)東食業務部企画課長 |
| ” | 戸 田 節 郎 | (栽培採種) 北海道農業試験場畜産部飼料作物
第2研究室長 |
| ” | 北 野 茂 夫 | (指導奨励) 農林省農政局畜産課計画班長 |
| ” | 鈴 木 兵 衛 | (企業環境, 協力方式) 通産省通商局農水産課 |
| ” | 柳 川 帝 | (流通機構, 為替事情) 相互貿易(株)食糧部部長代理 |
| ” | 本 多 利 治 | (集荷検査) 農林省畜産局流通飼料課品質改善班 |

(2) カンボディア かんがいおよび森林開発計画調査

団長以下12名

- | | | |
|-----|---------|---|
| 団 長 | 安 芸 皎 一 | (かんがい班総括) 海外技術協力事業団顧問 |
| 団 員 | 武 田 健 策 | (土地改良施設) 農林省農地局建設部設計課兼
計画部技術課設計官 |
| ” | 田 中 義 朗 | (農業経営および経済効果) 農林省農地局設計部
設計課審査第二班設計基準係長 |
| ” | 加 藤 泰 丸 | (土壌調査) 農林省農地局計画部資源課
土地改良資源班係長 |
| ” | 松 居 正 治 | (栽培収量ほか) 電源開発(株)海外技術協力部 |
| ” | 中 島 功 | (洪水防禦を含む排水施設) ” |
| ” | 原 敬 造 | (森林班総括および伐採跡地調査)
林野庁林業試験場経営部長 |
| ” | 西 沢 正 久 | (樹種分類および材種調査) ” 主任研究官 |

団員	野村 勇	(林業経営および経済)	林野庁林業試験場経営部 経済科経済研究室長
"	大迫 寿男	(伐木、運材および集材)	林野庁業務部業務課総務 班長
"	須藤 彰司	(樹種別材質の適性調査)	林野庁林業試験場木材 材料課組織研究室技官
"	河西 孝	(会計・渉外)	海外技術協力事業団総務部会計課

(3) メコン河サンポール地点総合開発計画調査

(団長以下25名)

団長	大戸 元長	海外技術協力事業団理事
技術顧問	久保田 豊	日本工営(株)社長
団員	新家 義雄	海外技術協力事業団開発調査部実施課長
"	山田 和男	" " " 課員

(発電水力・ダム関係)

団員	新井 義輔	電源開発(株)調査役・工博
"	渡辺 宏	" 水力調査課長代理
"	入江 章演	" 水力調査課
"	金原文也	" "
"	角田 清	" "
"	大平 厚	" "
"	工藤 啓介	" 水力計画課
"	山口 昇	" "
"	神田 徳郎	" 土木試験所
"	末富 宏	" 地質課

(ボーリング地質調査関係)

団員	藤原 義平	(株)間組サイゴン事務所長
"	松吉 謙雄	(株)間組海外工事局
"	伊沢 審	" 御母衣工事事務所

団員	赤塚彰男	〃	海外工事局
〃	佐々木康之	〃	御母衣工事事務所
〃	田中金一郎	〃	〃
〃	岡田二三	〃	〃

(物理探査地質調査関係)

団員	鈴木武夫	日本物理探鉱(株)取締役
〃	吉田寿寿	〃 探査部次長
〃	門山吉彦	〃 計器部
〃	金子功	〃 探査部

上記25名のほかに日綿実業(株)プノンペン事務所篠塚主任駐在員が涉外・連絡事務の現地協力者として参加した。また、38年8月～9月の雨季に次の専門家が現地に派遣された。

宮内宏	(治水担当)	関東地方建設局企画室長
春田忠雄	(舟航担当)	(株)日本港湾コンサルタント工事部長

(4) セイロン・ゴール漁港および陸上施設開発計画調査

(団長以下6名)

団長	北原恒造	(水産一般) 水産庁調査研究部研究第二課長
団員	山口芳男	(漁撈, 水産物流通) 東京水産大学教授
〃	田中和夫	(水産加工, 冷凍冷蔵, 製氷) 〃
〃	坂牛溢郎	(漁港) 水産庁漁港部建設課班長
〃	佐藤稔夫	(漁港) 〃 〃 計画課係長
〃	甲斐熙士	(会計, 涉外) 海外技術協力事業団

(5) インドネシア・スラウエシ島ラロナ河電源開発計画予備調査

(団長以下3名)

団長	橋本敏男	(計画全般) 日本工営(株)常務取締役 土木技術部長
団員	松田徹	(電気関係) 通商産業省公益事業局施設課課長補佐
〃	安富毅	(土木関係) 日本工営(株)土木技術部海外企画主任

(6) パキスタン、タイ木材利用工業開発計画調査

(団長以下5名)

- 団長 平井信二 (合板, ファイバーボード, パーティクルボード)
東京大学農学部教授
- 団員 福井尚 (木材加工, 木工機械) 東京教育大学農学部講師
- ” 永田正博 (紙, パルプ) 本州製紙(株)江戸川工場
- ” 富田喜義 (市場調査) 興国人絹パルプ(株)社長室
- ” 安藤伝左エ門 (森林資源, 伐採搬出) 国策パルプ(株)木材部

(7) 東パキスタン、ダッカ市ブリガンガ河橋梁架設計画調査

(団長以下10名)

- 団長 前田幸雄 (橋梁計画設計) 日本技術開発(株)顧問
- 団員 若旅秀行 (土質工学) ” 地質部
- ” 桑田尚 (基礎工学) ” ”
- ” 吉田良平 (測量) ” 道路部
- ” 駒井勝 (”) ” ”
- ” 福井康夫 (地質学) 利根ボーリング(株) 技術課
- ” 善家寅男 (ボーリング) ” 工事課
- ” 吉田克一 (”) ” ”
- ” 泉薫 (”) ” ”
- ” 関洋一 (会計, 渉外) 海外技術協力事業団開発調査部

なお、雨季の河川調査のためのコロンプラン専門家2名

- 土屋昭彦 (河川工学) 建設省土木研究所河川研究室
- 吉田良平 (測量) 日本技術開発(株), 道路部

(8) 東南アジア・ケーブル計画（フィリピン）調査

（団長以下4名）

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------|
| 団 長 | 渡 辺 淳 | （総括）郵政省大臣官房郵政参事官 |
| 団 員 | 江 副 卓 爾 | （海底ケーブル一般）国際電信電話(株)海底線建設部海底線課長 |
| ” | 塚 田 謙 三 | （海底ケーブル一般） ” 営業部国際協力課連絡係主任 |
| ” | 岡 田 淳 吉 | （需要予測）郵政省大臣官房電気通信監理官室国際協力係長 |

(9) フィリピン 工業立地計画調査

（団長以下5名）

- | | | |
|-----|---------|-----------------------------|
| 団 長 | 鈴 木 雅 次 | （総括）日本港湾協会会長 |
| 団 員 | 本 間 時 夫 | （総合開発の分析調査）日本技術開発(株)総合開発部次長 |
| ” | 須 磨 和 章 | （涉外） ” 国際部長 |
| ” | 折 下 功 | （工業立地の分析調査）日本工業立地センター主任研究員 |
| ” | 萩 原 弘 | （ ” ）通産省企業局立地指導課 |

(10) メコン河支流スレポック上流域開発計画調査

（団長以下6名）

- | | | |
|-----|---------|-----------------|
| 団 長 | 有 元 一 郎 | 日本工営(株)土木工務部 |
| 団 員 | 鈴 木 勇 | ” 土木技術部 |
| ” | 矢田部 権治郎 | ” 農地部 |
| ” | 越 智 治 明 | ” 土木工務部 |
| ” | 境 田 正 宣 | ” 地質部長 |
| ” | 池 田 勉 | 海外技術協力事業団 開発調査部 |

(11) アラブ連合 砂漠地域開発計画調査

(団長以下7名)

- 団長 小林 正次 (地下水の採取およびその排水) 慶応大学教授
団員 坂本 峻雄 (水理地質および鉱床地質) 住友商事株式会社
技術顧問
" 黒沢 俊一 (水資源の综合利用, 交通, 輸送) 科学技術庁
科学審議官
" 西川 五郎 (土壌および作物体系) 東京教育大学教授
" 小松 義郎 (かんがい, 排水) 中央開発(株)常務取締役
" 小堀 巖 (砂丘および砂漠全般) 東京大学理学部助教授
" 林 一雄 (砂漠開発のための各種データの収集, 電気)
日本電気(株)基礎研究所電気材料室代理

(12) ガーナ 中小工業計画調査

(団長以下6名)

- 団長 今 健太郎 (総括および合板) 東南プライウッド(株)取締役
団員 伊藤 弘 (植物繊維) (株)丸弘技研製作所取締役社長
" 清水 金一郎 (玩具) 日本科学模型(株)社長
" 内藤 隆三 (陶器) 通商産業省工業技術院技官
" 佐藤 真住 (釘および針金) " 通商局技術協力課技官
" 大橋 茂 (紙・パルプ) 奥野パルプ紙研究所研究員

(13) レバノン (ベイルート～ダマスカス間) トンネル建設計画調査

(団長以下6名)

- 団長 柳沢 米吉 (総括) 海外技術協力事業団顧問
団員 千葉 英夫 (道路事業調査) パシフィック・コンサルタンツ(株)
第三技術部長
" 梅本 悟 (地質調査) " " 地質部長

団 員	根 本 敏 男	(道路およびトンネル設計)		
			パンフィック・コンサルタンツ(株)	
”	吉 田 儀 一	(路線調査選定)	”	”
”	松 田 重 信	(経済調査)	”	”

(14) スーダン・タンガニーカ 中小工業開発計画調査

(団長以下10名)

団 長	山 口 仁 秋	(総括) 通産省通商局経済協力部技術協力課技官		
団 員	加 藤 福 松	(木材加工)	”	産業工芸試験所企画課企画係長
”	川 村 資 三	(陶磁器)	”	工業技術院名古屋工業技術試験所 技官
”	植 月 倫 夫	(ガラス)	”	大阪工業技術試験所技官
”	吉 野 稔	(獣毛, 植物繊維)	通産省大臣官房調査統計部事務官	
”	古 郡 哲 郎	(プラスチック)	住友ベークライト(株)調査室主事	
”	伊 藤 富士雄	(農薬)	農林省農政局植物防疫課技官	
”	村 瀬 昌 男	(履物)	静岡サンダル工業協同組合理事	
”	真 砂 忠 夫	(木造船製造)	興亜造船(株)専務取締役	
”	三 木 琢 弥	(密蝋)	三木化学工業(株)社長	

(15) ポリヴィア 電源開発計画調査

(団長以下6名)

団 長	鈴 木 夙 郎	(総括, 土木)	電源開発(株)水力調査部次長	
団 員	高 木 徹 夫	(土木)	通商産業省通商局技術協力課	
”	木 村 友 三	(電気)	電源開発(株)業務部需給課課長代理	
”	青 木 謙 三	(土木)	”	海外技術協力部
”	吉 沢 広 吉	(”)	”	水力調査部水力調査課
”	村 井 立	(経済)	”	海外技術協力部

(16) ベルー、チリ 木材利用工業開発計画調査

(団長以下5名)

- 団長 北原 覚 一 (合板, 繊維板) 東京大学農学部助教授
- 団員 武田 豊太郎 (ハンディクラフト) 工業技術院産業工芸試験所
東北支所土木技術課長
- ” 山田 利雄 (市場調査) 十条製紙(株)営業企画部販売調査
課長代理
- ” 森山 浩光 (紙, パルプ) 山陽パルプ(株)設備技術部設備技術課
- ” 新庄 稔 (山林技術) 王子製紙(株)山林部技術課長代理

(17) メキシコ 鉄鉱資源開発計画調査

(団長以下6名)

- 団長 堀田 正朝 (総括および地質) 日鉄鉱山コンサルタント(株)
事業部長代理
- 団員 森田 宏 (地質) ” 事業部嘱託
- ” 境野 泰治 (地形測量) ”
- ” 佐藤 昭二 (探鉱) ”
- ” 長谷川 正俊 (探鉱および選鉱) ”
- ” 造酒 健仁 (探鉱および選鉱) 鋼管鉱業株式会社技術部鉱務課
探鉱係長兼選鉱係長

(18) パラグァイ 鉄道建設計画調査

(団長以下6名)

- 団長 和仁 達美 (全般総括) 日本国有鉄道施設局土木課長
- 団員 佐久間 貞二 (建設鉄道の計画, 国際橋の計画, 庶務, 経理)
日本国有鉄道建設局建設線課課長補佐
- ” 竹内 庸和 (建設鉄道の計画, 国際橋の計画, 物品出納)
” 盛岡工事局線増課長
- ” 沼田 実 (軌間差のある国際鉄道の連絡計画, 国際鉄道の修
繕計画) ” 施設局保線課長補佐

- 団員 豊田 浩 (建設鉄道の車両, 運転計画, 既設鉄道の修繕改善計画) 日本国有鉄道車両設計事務所主任技師
- 〃 横山 義一 (鉄道開発計画の策定の前提の把握) 運輸省鉄道監督局国有鉄道部施設課課長補佐

(19) パラグァイ・エンカルナシオン市水道建設計画調査

(団長以下4名)

- 団長 北村 新蔵 (総括, 基本計画) 日本水道コンサルタント(株) 海外部長
- 団員 服部 玄夫 (配置計画, 技術全般) 久保田水道瓦斯工業(株) 海外部長
- 〃 平林 司 (物価, 資材調査) 日本水道コンサルタント(株) 海外部調査課長
- 〃 野島 秀俊 (技術計算, 工費積算) 久保田水道瓦斯工業(株) 技術部設計係長

(20) ペルー 電気通信網開発計画調査

(団長以下6名)

- 団長 吉田 周正 (総括およびマイクロ) 日本電信電話公社職員局 調査役
- 団員 高松 章 (電気通信規則および電気通信事業体組織に関する助言) 海外技術協力事業団開発調査部計画課長
- 〃 三浦 一郎 (同上) 郵政省電気通信監理官室副参事官
- 〃 渡辺 正信 (マイクロ) 日本電信電話公社マイクロ無線部 調査役
- 〃 清時 昇 (交換) 〃 技術局調査員
- 〃 出口 富義 (マイクロ) 〃 マイクロ無線部第二技術課長

(21) マダガスカル 鉱物資源開発計画調査

(団長以下7名)

- 団長 堀越 義一 (総括) 海外鉱物資源開発(株)理事
- 団員 安齊 俊男 (非金属鉱床) 通産省工業技術院地質調査所鉱床部主任研究官

団員	伊藤昌介	(探鉱関係) 昭和鉱業(株)技術部次長
”	与良三男	(地質) 三菱金属鉱業(株)生野鉱業所地質課長
”	小田康二郎	(地質) 住友金属鉱業(株)別子鉱業所地質試験係長
”	中野忠直	(地質) 同和鉱業(株)柵原鉱業所開発探査係長
”	菊地朋也	(探鉱関係) 日鉄鉱業(株)八茎鉱業所技師

第5節 賠償等による技術協力事業

1. 賠償

(1) 賠償による研修員受入事業

インドネシア賠償研修員受入事業

(a) 研修員受入事業の経緯

インドネシア賠償研修員の受入れ事業は、日本・インドネシア賠償協定(昭和33年1月)の付属書第6項第65号「インドネシア技術者および職人の日本国内における訓練」の規定により、また本件に関するわが国の閣議了解(昭和35年2月19日)に基づき実施されることになり、旧社団法人アジア協会は外務省の推薦により、昭和36年1月25日、駐日インドネシア大使館および駐日インドネシア賠償使節団との間に、これが実施の契約を交換公文の形で結び、業務を開始した。この交換公文の要旨は、来日する技術研修員を初年度約250名とし、インドネシア側は、アジア協会が行なう研修員研修計画実施に必要な費用に対し責任を負い、アジア協会は研修員受入れに関し、大略次のごとき業務を行なうというものである。

イ、来日研修員の受入れ、宿舍の斡旋

ロ、研修員に対する日本語の教育および他の必要な研修科目の計画

ハ、研修員の研修先への配置

ニ、研修計画遂行への管理および監督

研修員は昭和35年12月から昭和36年10月にかけて 236 名が来日し、またコロ
ンボ計画研修員（15名）および賠償留学生（5名）としてすでに来日研修中の
ものがそれぞれ賠償研修員に切り替えられて、合計 256 名が第1次研修員とし
て造船、海運、航海計器、ホテル・観光、銀行、レーヨン、電力、陶磁器、土
木機械等々の分野において、平均2年半の期間で研修を受けた。これら研修員
は約90名が37年度中に研修を終了して帰国し、残り約170名については、造船
研修員15名を除き、全員が38年度中にそれぞれ研修を終了して帰国した。

昭和38年度中に34名のインドネシア賠償研修員が新たに来日したので、38年
度に実施した研修員受入れ業務は200名がその対象となっている。

これら研修員の研修分野をみると次のごとくである。

銀 行	31名	造 船	16名
ホ テ ル ・ 観 光	15	商 業	12
海 運	11	貿 易	11
織 維	8	漁業協同組合	7
体 育	5	工 業 経 営	4
建 設 機 械	3	製 紙	3
漁 業	3	稲 作	3
綿 紡	3	林 業	3
電 力	3	建 築	3
室 内 装 飾	3	化 学 織 維	2
竹 細 工	2	人 形 製 作	2
土 地 改 良	2	航 海 計 器	2
音 楽	2	農 機 具	2
窯 業	2	灌 漑	2
水 産 加 工	2	医 学	2
そ の 他	31		
計	200 名		

b. フィリピン賠償研修員受入事業

フィリピン賠償研修員の受入事業は、日本とフィリピン共和国との間の賠償

協定（昭和31年5月）の付属書第7項第6号「フィリピン人技術者および職人の日本国内における訓練」の規定に基づき実施されることになり、本事業団は外務省の推薦により、在京フィリピン賠償使節団の委託を受け、フィリピン水産庁海洋漁業監督官エンシナ氏の研修（水産海洋学）を水産庁東海区水産研究所にて昭和38年7月1日より11月30日まで5カ月間実施したが、本人の希望およびフィリピン賠償使節団の要請に基づき、昭和38年12月1日より6カ月の予定で研修期間の延長を行なった。

なお同研修員は賠償費によるはじめてのフィリピン研修員として来日したものであるが、フィリピン側は将来さらに賠償研修員派遣の計画を有しているように見受けられる。

2. 日本・カンボディア経済技術協力協定に基づく 事業の実施状況

カンボディア王国の対日賠償請求権放棄に始まり、わが国とカンボディア王国間に経済援助計画が友好的に進められてきたが、昭和34年3月、日本・カンボディア経済技術協力協定がプノンペンにおいて調印された。

この協定は日本が総額15億円の経済および技術援助をカンボディア王国に供与するもので、農業技術・畜産・医療の3センターの建設とその運営に必要な専門家の派遣と物資の提供を含むものである。

この専門家の派遣ならびに物資の調達業務については、旧社団法人アジア協会が行なうこととなり、昭和35年1月カンボディア政府当局と予備調査団を派遣する契約を結び、農林省、厚生省の推せんによる専門家5名の調査団を現地に派遣した。

調査団は40日間滞在し、カンボディア政府当局と3センター建設計画の打合わせを行なった。さらにアジア協会は昭和35年10月25名の専門家派遣の役務契約（滞在期間17カ月～21カ月）および専門家携行資材調達契約（総額880万円）を締結し、同年12月、農業技術および畜産センター第一次専門家14名（農業技術センター9名、畜産センター5名）を派遣し、また昭和36年3月には物資の

船積みを完了、さらに同年4月畜産センター専門家1名を追加派遣した。

しかし、カンボディア政府当局と請負業者（大林組）との建物の設計および施工に関する契約が大幅に遅延し、建設工事の着工も繰り延べられ、施設完成に相当の期間を要する情勢に至ったので、カンボディア政府当局との話し合いで派遣専門家全員は昭和37年6月帰国することとなった。

以後アジア協会の解散により、海外技術協力事業団がこの業務を引きつぐこととなった。（業務認可 昭和38年8月2日）一方、工事施工契約は昭和37年7月カンボディア政府当局と大林組間で調印され、38年2月着工し、39年3月に各センターの建物は完成した。

これに先だち、海外技術協力事業団は3センター必要物資調達準備を進めてきたが、39年4月6日カンボディア政府当局と総額1億7,030万9千円（農業技術センター6,027万円、畜産センター8,710万円、医療センター2,293万9千円）の物資調達契約を締結した。

また、専門家派遣について、事業団は昭和39年5月より11月にかけて23名（農業技術センター9名、畜産センター7名、医療センター7名）の契約をカンボディア政府当局と締結した。

第6節 国際連合機関が行なう技術協力に対する協力業務

国連はさきに低開発諸国の経済社会開発を目的として、通常技術援助計画・拡大技術援助計画（E P T A）および特別基金計画（Special FUND）を設立し、あらゆる分野で技術援助を実施している。

上記計画のうち、通常技術援助計画は国連固有の予算でまかなわれ、計画の実施は国連自体が行なっている。また他の二つの計画は国連加盟諸国の自発的拠出金によりまかなわれ、これら計画の実施は国連を始め I L O、F A O 等の国連専門機関が行なっている。

事業団では上記三計画に基づいて、国連および国連専門機関が低開発諸国に

対して行なう技術援助、派遣専門家の推せん業務、および機材調達に対する協力業務、調達あっ旋等を行なっている。

1. 国連機関「専門家」(Technical Assistance Expert) の推せん

国連機関が募集する専門家の援助分野については、国連の技術援助実施機関(国連技術援助実施部UNTAO等)が実施する分野と、ILO、FAO等の国連専門機関がそれぞれ実施する分野とがある。

(1) 国連の技術援助実施機関(国連技術援助実施部UNTAO等) の募集する専門家の援助分野

総合経済調査(経済計画の立案と作成および実施に関する行政措置等についての助言等々)。天然資源開発(調査と査定段階より計画立案、産出、利用および保護まで。地質学的探査、採鉱、地下水開発、水力発電開発計画等々)。工業開発と生産性(工業用地および施設の設計と開発、生産技術とその過程の開発と改善等々)。地図作成業務(常套的手法および空中探査による地図作製等々)。運輸開発(道路、鉄道、内陸水路、港湾および海運の新設および改善等)。貿易促進と市場取引(技術と規格化等々)。公共財政(予算管理と政府会計等々)。統計(経済統計、産業統計、財政統計、人口統計等々)。公共行政(行政組織、人事管理、行政改革等々)。社会開発(計画の立案および調査、都市化等々)。地域社会開発(開発計画の立案および実施、指導者の養成等々)。住宅(住宅政策と計画の作成等々)。社会事業(社会事業計画、身体障害者の更生等々)。

(2) 国連専門機関が募集する専門家の援助分野

a. ILO(国際労働機関)の場合

職業訓練を含む人力の組織(人力資源と需要の査定、雇傭あっ旋機関、職業指導、職工の訓練と向上、身体障害者の職業的更生等々)。経営開発と生産性

(経営開発と生産性本部の設立、公務員の訓練、工場内訓練等々)。協同組合と家内工業(協同組合法、特殊協同組合の開発、政府職員および協同組合職員の訓練、家内工業の経済的および技術的开发、実地教授等々)。社会保障(社会保険、病气手当、老年、産業傷害、職業病、失業手当等々に関する計画の立案、組織、管理および財政措置等々)。農村開発(農業労働者の職業訓練と労働条件、農村における労働力の完全利用等々)。労働条件と行政(労働法と立法、産業衛生と安全、労働条件、労働統計、労働者教育等々)。

b. FAO(国連食糧農業機関)の場合

農業(土地と水の開発、作物の生産と保護、農業経済、要員の訓練等々)。林業(森林産品、森林管理、森林の多目的利用、野性動植物の保護、木工業、要員の訓練等々)。畜産業(家畜および家禽の育種・管理並びに栄養、牧草地の利用、酪農産物の生産および加工、牛疫、口・蹄疫等の家畜伝染病の撲滅、ワクチンの開発と生産等々)。水産業(水産資源の査定、湖沼における魚類の養殖、污水处理、漁撈技術、漁船・漁具の設計および機械化、漁港開発、魚類の加工および貯蔵、漁業協同組合、漁夫の訓練等々)。

(3) 専門家の任国、任期および言語

上記の国連諸計画に基づいて派遣される専門家の任地は、アジア、中近東・アフリカおよび中南米等の地域にわたる外に、ヨーロッパではアイルランド、ユーゴスラヴィア、ギリシャ等の諸国も含まれている。また専門家の任期はプロジェクトによって異なるが、1カ年が大半を占め、それに続いて6カ月、2カ年、それ以上の期間の順になっており、専門家に要請される言語については、多くは英語、次いでフランス語、スペイン語、ポルトガル語等の順が実状である。

(4) 専門家の応募資格

学歴については大学またはこれと同程度の教育機関を卒業し、学識豊かなもので、当該専門分野につき15~20年以上の経験をもち、身体強健なもので、更に

人との協調性、国際公務員としてふさわしい品性、高度の事務能力、管理能力および高度な語学力が要求されている。

(5) 専門家の推せん実績

国連機関は専門家を世界的に公募しているが、事業団が受けた募集通知は年間約 600 件に上り、そのうち適任者として国連当局に推せんしたものの実績は次のとおりとなっている。

(a.) 推せん専門家総数		26名
① UN専門家		18名
② FAO専門家		4名
③ ILO専門家		4名
(b.) 以上の推せん専門家の任命状況		
① 任命されたもの	FAO	2名
② 任命確実なもの	UN	1名
③ 任命にもれたもの	UN	} 23名
	ILO	
	FAO	
④ ③のうち、国連当局で技術援助専門家候補者として登録されたもの		
	UN	4名
	ILO	1名

2. 国連機関に対する機材調達協力業務

国連機関による機材調達は、国連で承認された各国プロジェクトに対する技術援助の一環として行なわれるが、日本での調達は政府の国連技術援助計画に対する拠出金のうちの特別基金への拠出円によってまかなわれる。(昭和38年度の日本政府の特別基金拠出金は2,019,950米ドル——円相当額)

事業団では国連調達機材の市場調査協力、商品カタログその他の資料の提供等で買付けあっ旋を行なっているが、本年度において事業団の関係した本邦調達実績は次のとおりとなっている。

このうち特に、F A Oでは本年2月ホーンウエツヒ財務局次長を団長とする機材買付け調査ミッションが来日、ブラジル、グアテマラ、エクアドル、チリー、インドおよびナイジェリアに設置される訓練施設の機材を調査し、かつ実際に約131,400千円の買付けを行なっている。

第1表

国連機関	調 達 品 目	調達金額(千円)	仕 向 地
I L O	型削盤, ボール盤, その他	14,814	エジプト
	旋盤, ボール盤, フライス盤, その他	44,694	パキスタン
	旋盤, ボール盤	6,242	カンボディア
	ミシン	3,222	コロンビア
	グラインダーその他	245	韓 国
	小 計	69,217	
UNESCO	電話交換機	1,260	バンコック
	小 計	1,260	
I T U	ガラス機械その他	3,000	台 湾
	線材その他	2,711	フィリピン
	小 計	5,711	
F A O	ステレオスコープその他	1,000	韓 国
	車輛類, 計器その他	131,400	ブラジル 他
	小 計	132,400	
	総 計	208,588	

3. 開発途上にある諸国政府が独自の計画で招請する 専門家の推せん業務

いわゆる開発途上にある諸国政府から独自のプロジェクトを計画、これに要する専門家の派遣を日本政府に要請してくるが、事業団では関係官公庁その他の協力を得て、適任者を当該政府に推せんする業務を行なっている。その際承認された専門家は当該政府当局と役務条件等につき契約を結ぶこととなるが、本人の俸給、諸手当および旅費を含めた一切の費用は当該国政府の負担で支給

される。

また、要請される専門家の技術援助分野、任期、応募資格等は、もちろん当該国政府のプロジェクトにより異なっている。

現在までに事業団が専門家の推せんを要請されたのは、第2表の4件となっている。

第2表

要 請 国	専 門 分 野	人 員	備 考
パキスタン	ガラス (Neutral glass) 製造	1人	人選中
アフガニスタン	河川改修および河水管理	2	〃
イ ラ ク	土木、機械、化学、建築、電気等	9	〃
O E C D	鮮魚類および青果物輸出	1	〃

第7節 その他の業務

前述の各業務が円滑に、より効果的に行なわれるように、下記の業務を行なった。

1. 技術協力基礎的調査および統計資料整備

- ① 海外を対象とした調査は、インドネシアおよびセイロンの帰国研修員の実態調査を、前年に引続いて行なった。これによって、過去の成果と今後の協力業務への有益な参考資料を得た。
- ② 国内では、前年に引続き、政府および公共機関で外国人研修員受入れ能力があると思われる所を調査し、受入れ業務の円滑をはかった。
- ③ 受入れ研修員および派遣専門家の個人別カードを作成し、各種統計資料作成のために整備した。

2. 技術協力広報出版物刊行

南北問題として、技術協力が脚光をあびだしたとはいえ、なお低開発諸国の現状の認識、技術協力の実状についての内外の理解、等が充分とは思われない

3. 海外事務所の運営

タイのバンコックに、1名の駐在員をおき、業務実施に要する諸準備、および実施業務の効果測定等、主要な資料の収集・分析・調査を行なった。

64 4. 語学研修

海外に派遣される専門家および海外技術センター要員等が、現地において指導する際、その効果をたかめるため、渡航前に英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語等の語学研修を行なった。

研修に際しては、最新式の語学教育方式であるブース10台を使用したため、時間と経費が大幅に節約された。これによって参加者の増加がはかれたので、昭和38年度末には、20台の増設を計画したが、スペースの関係で39年8月末日に完成予定の中央研修センターに設置することになり、その完成は昭和39年度に延期された。

英語研修については、研修生の能力に応じて、初級・中級・上級の各級に分類して、4名の外人講師にあたらせた。本年度において、研修を受けた者は専門家50名、海外技術センター要員その他100名、計150名であった。